

## 《入院費減免制度について》

- 世帯の所得に応じて入院診療費自己負担分や入院時食事療養費など入院にかかる費用が減額になる場合がありますので、限度額認定証の申請をお勧めしております。
  - 限度額認定証、その他医療受給者証などが事務窓口で提示されないと減額の対象になりませんので、ご了承ください。
  - 限度額認定証、その他医療受給者証などには有効期限があります。
  - 更新の手続きはご家族の方をお願いしております。
  - 更新の手続き後に交付された受給者証なども事務窓口で提示をお願いします。
  - 限度額認定証の申請窓口は下記の通りです。
    - ◆ 国民健康保険 → 市町村役場国保担当窓口
    - ◆ 協会けんぽ → 協会けんぽ都道府県支部
    - ◆ 共済組合保健 → 職場の共済担当
    - ◆ 組合健康保険 → 職場の組合担当
    - ◆ 後期高齢者医療 → 市町村窓口
  - 申請の際は、保険証と印鑑が必要となります。
  - 申請から発行されるまでに日数がかかる場合がありますので、入院後、速やかに手続きすることをお勧めします。
- 詳細は事務またはケースワーカーへご相談ください。

